

介護分野の文書に係る負担軽減 に関する専門委員会（第2回）	団体提出 資料2
令和元年8月28日	

令和元年8月22日

国、指定権者・保険者及び介護サービス事業者の間で
やり取りされている文書に関する負担軽減について
(意見)

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国ホームヘルパー協議会

介護分野の文書に係る負担軽減を検討いただくことは、ホームヘルパーが利用者の自立に向けて必要なサービスを提供し、その質の確保につながる観点から歓迎いたします。

また、すでに指定申請関連文書の一部提出項目を削除する省令改正や、「実地指導の標準化・効率化等の運用指針」の策定等が実施されており、その効果に期待を寄せるとともに、さらなる業務の効率化・標準化の推進をお願いいたします。

今後、介護分野において、国、指定権者・保険者及び介護サービス事業者の間でやりとりされている文書に関する負担軽減等を検討いただくにあたり、すでに論点として取り上げられているものもありますが、訪問介護現場の実態とその声として、以下の意見を申し上げます。

○ ICT等の活用や電子申請システムの導入に関すること

- 技術革新等を活用した効果的・効率的な介護サービスの確保においては、ロボット・センサー、ICT等の活用が有効であるとし、国をあげて取り組む方針が示されている。しかし、訪問介護事業所は小規模なところも多く、事業所間で対応の遅れが生じることも考えられ、IT導入補助金等の既存の仕組みを広く周知いただくとともに、さらなる仕組みの構築についても検討をお願いしたい。
- 申請や請求にあたっては、すでに論点となっているWeb入力・電子申請システム導入の検討をいただきたい。たとえば、事業所ポータルサイトを行政で創設し、そこから申請・変更・相談が可能になると、行政・事業所側双方の事務効率化にもつながるのでないか。
- 一方、訪問介護事業所では、職員の高齢化が進み、限られた職員のなかで、平時の勤務ローテーションを組むことに精一杯で、職員がICT等を活用するために必要となる基本的なスキルを身につける時間やコストが確保できない状況がある。「事務員配置が出来ない」「パソコン作業が不得手な管理者やサービス提供責任者」がいる事業所も存在しており、ICT等の活用や電子申請システムの導入にあたっては、誰もが使いやすく、わかりやすいという視点も配慮いただきたい。

○ 事業の違い、県と市、部署等による提出書類の重複に関すること

- 根拠となる法律が異なるため、困難な面もあるが、介護予防・日常生活支援総合事業、障害福祉サービス（居宅介護・重度訪問介護）と重複している文書については、共通化・標準化できるものは進めていただきたい。
- 自治体への提出書類が、担当部署によって重複するケースがあり、各部署による役割の違いはあるが、可能なものは是正をお願いしたい。

○ 新たな標準様式の提示に関すること

- 訪問介護計画書は、居宅サービス計画書のような様式が定められていない。このため、標準的な訪問介護計画書の様式の提示がされれば、適切な計画作成を可能とするとともに、実地指導時に、訪問介護計画書に係る内容の不備の指摘もなくなり、事務負担の軽減につながると考えられる。
- アセスメント（モニタリング）シートについては、将来的にキャリアパスでケアマネジャー業務にも携わることを考慮すると、またケアマネジャーと共通認識で業務を行うためにも、ケアマネジャー業務同等項目とする等の共通様式の提示をいただきたい。

○ その他

- 厚生労働省等の国および県、市町村から依頼される調査が多い。なかには類似の調査が多くあったり、依頼時期が重なったりするなど、事業所の負担となるケースがある。